



平成18年度

危険物安全週間

「自主点検 欠かさぬあなたに グランプリ」

6月4日(日)～10日(土)までの7日間は「危険物安全週間」です。

これは、「危険物」を取り扱う事業所における自主保安体制の確立を図るとともに、広く国民の「危険物」に対する意識の高揚及び啓発を推進する目的で全国一斉に実施されます。

今日、石油類をはじめとする「危険物」は、事業所などで幅広く利用されるとともに、私たちの生活に深く浸透し、その安全確保の重要性はますます増大しています。

消防法では、公共の安全を守るために、「発火性」「引火性」「火災発生の危険性」「火災拡大の危険性」「消火の困難

性」が高い物品を「危険物」と指定し、その性質によって6つに分類し、それらの貯蔵、取扱い、運搬などに規制を設けています。

私たちの松前町にも、「危険物」を貯蔵又は取り扱っている施設が大小合わせて約500あります。

こういった施設における安全対策はもちろんですが、広く一般に使用される「危険物」としての家用車の燃料や暖房器具の燃料といった身近な物に対しては、ご家庭でも今一度認識を深め、安全に利用し、豊かな暮らしに役立てましょう。

● 女性消防団の「ちょっといい話」第2回 ●

台所の隅に、ひっそりたたずんでいる消火器。置いているだけで一安心していませんか？出番がないのが何よりですが、いざというとき、使いこなすことができますか？一度購入するとずっと使えると思いませんか？ご家庭に置いてある消火器ならば持ち上げて耳元で振ってみて、粉が動く音がしたら大丈夫！それから、底がぼろぼろに錆びてしまっている消火器は危険なので使わないようにしてください。

大きなお店や病院・学校などに置いてある消火器は、消防法により半年ごとの点検が義務付けられているので、ほとんどの場合は安心です。

使い方は簡単です。①安全ピンを引き抜く。②ホースを火元に向ける。③レバーを握る。この3つの動作で消火粉末が噴出しますので、後はホウキで掃くようにしながら火元に近づいていきます。操作は簡単ですが、いざという時に使えるように、確認をおきましょう。備えあれば憂い無しです。



住宅用火災警報器を

設置しましょう！

平成18年6月1日から、

住宅用火災警報器の設置が消防法により義務付けられます。対象は平成18年6月1日以降に着工されたすべての住宅です。マンションなどで、自動火災警報器等の消防用設備が設置されている場合などは除きます。

設置する場所については、「主寝室」と主寝室が2階以上にある場合はその階に至る「階段室」です。台所やリビングには法律による設置義務はありませんが、火災から身を守るためにも設置を検討されてはいかがでしょうか。

既設の住宅への設置には5年間の猶予期間が設けられていますので、平成23年6月1日までに設置をするようにしてください。

消防法により警報器の設

置義務は発生しますが、消防署・消防職員が一般住宅

に訪問して警報器を販売することはありません。悪質な訪問販売も報告されますので、不審に思ったら、すぐに松前消防署に連絡をするようにしてください。

その他、設置方法や機器の種類など、詳しくお知りになりたい方は、松前消防署までご連絡ください。

問い合わせ

松前消防署

☎984-3404

住宅用火災警報器を
取り付けましょう。

